

令和3年度学校経営方針

調布市立第三小学校
校長 辻 久恵

I 学校経営の基本的な考え方

東京都及び調布市教育委員会の教育目標並びに調布市教育委員会基本方針に基づき、調布市立第三小学校の教育目標の達成を目指した学校経営を推進する。

保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携を密にとり、保護者、地域の協力を得て発達段階に応じた第三小学校らしい質の高い教育活動を推進する。

調布市教育委員会の基本方針

- 1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる
- 2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する
- 3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める
- 4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する
- 5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する



目指す学校像

- 1 児童にとって満足感、達成感、安心感のある学校
→ 自他の成長を互いに認め合い、居場所のある学校
- 2 保護者・地域にとって親しみと信頼感のある学校
→ 誠意ある対応をするとともに、情報を発信する学校
- 3 教職員にとってやりがいと充実感のある学校
→ 切磋琢磨し、教職員・児童の伸びが実感できる学校



本校の教育目標=目指す児童像

- 情操豊かな子ども
思いやりの心を持ち、自他ともに愛せる子ども「自己肯定感・他者肯定感」
- 自主的に学ぶ子ども
自ら課題を設定し、学び続ける子ども「課題設定・解決力」
- 明るく健康な子ども
楽しみながら運動し、健やかな心身をつくる子ども「心身の健康増進力」

II 本校の教育活動の実践方針と具体策

(1) 情操豊かな子どもを目指して

①読書活動の充実

- ・週1回朝読書を実施する。
- ・6月と10月に読書週間を設けて、児童が互いにお勧めの本を紹介しあい、読書に親しむ機会を増やす。

②異学年交流活動の推進

- ・委員会、クラブ、縦割り班活動を充実させ、互いを大切にする心や望ましい人間関係を築く能力、態度を育成する。
- ・仲よしタイムでは、上学年はリーダーとしての自覚や責任感を養い、下学年は友達との協力や集団でのきまりを守る態度を育てる。

③いじめ解消100%の継続

- ・「いじめ相談窓口」の職員を指名するとともに全教職員に組織的な取組の共通理解を図る。
- ・「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」「学校いじめ防止対策基本方針」と「いじめ相談窓口」について学校だよりやホームページで保護者に伝える。
- ・SNS東京ルールを踏まえ、インターネットによるいじめも含めいじめは絶対にいけないことだという指導を徹底させる。
- ・日常観察や帰りの会の発言に加えて定期的（年3回ふれあい月間）なアンケート調査およびスクールカウンセラーによる5年生対象の全員面接や通常の面接により、実態を把握していじめの早期発見に努める。
- ・重大事態対応フロー図に従い、組織的かつ迅速に対応する。

④あいさつ運動の活用

- ・あいさつを交わす気持ちよさを味わわせ「あいさつは魔法の言葉」を実感させる。

⑤豊かな心の育成

・特別の教科道徳

答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題としてとらえ、向き合い「考える道徳」「議論する道徳」を実践する。（板書の見える化を活用）

- ・教科書や東京都の資料をもとに作成された全体計画、年間指導計画、別葉の実践にあたる。
- ・児童の考えの深まりや変容を記述式の評価を行う。
- ・道徳教育推進教師を中心に道徳授業地区公開講座の充実を図る。
- ・集団生活で好ましい協調性や協同性、豊かな人間関係と社会性を育てる。

⑥人権教育の推進

- ・人権教育プログラムを活用し、自他の人権を尊重する気持ちを育てる。
- ・調布人権週間に児童主体の人権に関する取り組みを行う。

⑦児童の情報モラル、ICTメディアリテラシーの向上に向けた取組

- ・改定版「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」の改訂及び「家庭ルール」の見直しを啓発。
- ・「SNS東京ノート」を活用した取組の推進。

⑧12月の「いのちと心の教育月間」に全学級で命を大切に思い、実践していくことができる授業を行い、公開する。

(2) 自主的に学ぶ子どもを目指して

- ①「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果の活用
 - ・東京ベーシックドリルを活用し達成水準を目指す。
- ②授業改善推進プランの作成・実施を通して、児童の学力向上と保護者への説明
- ③学習規律の確立（三小スタンダード）
 - ・学習規律を大切に、秩序ある落ち着いた学習環境の中で「よく考え」「真剣に学ぶ」態度を育成する。
- ④授業時数の確保
 - ・年間1回、振替休業日無しの授業日とする。
 - ・各授業時間を大切にすることで児童の学力向上を図る。
- ⑤外国語・外国語活動
 - ・外国語活動 第3学年、第4学年では、年間35時間実施
「話す」「聞く」
 - ・外国語 第5学年、第6学年では、年間70時間実施
「話す」「聞く」に「読む」「書く」が加わる。
- ⑥ICT教育機器の活用
 - ・児童一人一台タブレット、教員一人に一台ずつタブレットとプロジェクトを活用した授業を行う。
 - ・時代に即したICT技術の導入に伴い準備や研修をして授業に活用できるようにしたい。
- ⑦週1時間の朝学習タイムの活用
- ⑧プログラミング的思考を大切に学習過程の実施

(3) 明るく健康な子どもの育成を目指して

- ①「わくわくタイム」の充実を図る
 - ・朝の活動時間に、低・中・高学年ごとに週1回「わくわくタイム」を実施し、運動遊びに取り組む。友達とかかわって遊ぶことや体を動かす遊びの楽しさを味わい、生涯にわたって運動に親しむ意欲や態度の素地を培う。
- ②「マラソン旬間」「縄跳び旬間」を継続して実施する。
 - ・持久力、調整力を高めるために有効な取り組みであり、さらに工夫して効果を上げる。
「マラソン旬間」…「マラソン世界一周」記録用紙に記録する。
「縄跳び旬間」…できた技を記録用紙に記録する。
- ③「体力・運動能力調査」の結果を活用する。(令和2年度は未実施)
 - ・令和元年度は、特に投力に課題あり
- ④食育の指導を徹底させる。
 - ◎アレルギー対応について
 - ・食物アレルギー事故を起こさないためのシステムを確立し、順守する。
 - ・食物アレルギーのある児童が自分の食物アレルギーの状況を正しく理解し、自分食を自分で管理する力を付ける。
 - ・食物アレルギーのない児童が食物アレルギーのある児童の状況を理解し、自分でできることを考え実践し、共に生きる力を付ける。
 - ・様々な場面を想定したアレルギーシミュレーション研修を確実に行う。

- ・ブルートレイ対象食品の拡大（市内統一で給食に使用しない食品10品目を拡大）

◎食育について

- ・食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づき、栄養士と担任が連携し各学級で工夫を凝らした食育の授業を実施し、食べることの大切さを知らせる。
- ・栄養士が作成した「給食一口メモ」をもとに、児童の食に関する意識を高める。

⑤小児生活習慣病予防健康診断の見直しについて

- ・小学校4年生を対象に内科検診時に腹囲測定を実施する。
- ・測定結果に基づいて指定医療機関への受診を奨励し希望者は医療機関で採血検査を実施する。

Ⅲ 校内研究について

(1) 令和3, 4年度調布市教育委員会研究推進校指定

「一人一台タブレット端末の効果的な活用を通じた情報活用能力の育成」

- ・タブレットを用いての情報収集、全体やグループでの整理・比較・自分の考えの発信・伝達・共有のため効果的に活用し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、生活科等の授業に導入し、児童の情報活用能力を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の向上を目指す。(教育課程届)

◎研究主任、研究推進部を中心に全員で同じ方向を向いて研究を推進する。

Ⅳ オリンピック・パラリンピック教育の推進

(1) タグラグビー大会

- ・ラグビー協会に委託して実施予定

(2) オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・全体計画に基づき、ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚を身に付けるため、ゲストティーチャーを招いたり、体験したりすることを重視する。
- ・オリンピック・パラリンピック教育推進校、オリンピック・パラリンピック教育アワード校（申請中）として、パラハート調布を受けて障がい者理解、2020東京大会開催都市として豊かな国際感覚を中心に進める。

Ⅴ 特別支援教育の充実

(1) 特別支援教室の設置

- ①通級指導の教師と相談しながら特別支援教室の充実を図る。

(2) 副籍交流事業について

- ①三小学区に住んでいる特別支援学校の児童との交流を推進する。

(3) 校内委員会の充実

- ①特別支援教育コーディネーターを中心に組織的な対応をする。
- ②個別の教育支援計画、個別指導計画を作成し、活用する。

(4) 人的配置

- ①特別支援教室専門員、臨床発達心理士、巡回相談、スクールサポーター、学校ボランティア、学生ボランティアを活用し、学級支援、学習支援にあたる。
- ②「学校と家庭の連携推進事業」を受け、支援員やスーパーバイザーの活用により、一層個別支援体制の充実を図り、今まで以上に一人一人の児童を細やかに見て対応する。

(5) 関係諸機関との連携

- ①教育相談所、すこやか等の連携及び巡回指導、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を図る。

VI 安全教育の充実

(1) 安全教育の推進

- ①安全指導日には確実に指導を行うために週案簿に記載する。
- ②保護者、地域、関係諸機関と連携した交通安全教室、自転車教室やセーフティ教室等を実施する。
- ③調布市防災教育の日、避難訓練等を実施する。
- ④児童登校後は、通用門1カ所のみ開け、学校管理補助員の見守りを行い、不審者進入を防ぐ。

VII 家庭・地域等との連携

(1) 地域に貢献できる児童の育成

- ①「花の子キャラバン隊」を支える
 - ・PTA サークル「お花畑の会」の皆さんに指導していただき、「花いっぱい運動」を行う。
 - ・児童たちの有志が集まり、地域のボランティア活動に取り組む「花の子キャラバン」を応援する。

(2) 「第三小学校地区まちづくり協議会」主催の防災訓練を実施

- ①新たに学校防災活動拠点本部を立ち上げ、学校災害対策本部と避難所運営協議会の融合を図る。
- ②10月9日(土)に防災訓練を実施する。

(3) 保護者・地域の協力

- ①安全面での協力
 - ・交通安全の見守り
- ②イベント実施(コロナの関係で実施できない場合もある)
 - ・「ワイワイ広場」「ソフトボール大会」等の実施

(4) 意見交流の場を活用する

- ①学校評議員、学校関係評価委員、PTA 運営委員会の活用
 - ・諸会議での意見を受け止めるとともに、学校の方針を伝え、協力を依頼する。

(5) 教育活動に関するアンケート調査の活用

- ①社会に開かれた教育課程の編成を行うために、保護者・地域、児童、教職員の三者からアンケートをとり、学校教育の実態や成果を多面的に分析する。
- ②結果を真摯に受け止め、改善すべき点は迅速に改善策を示す。

(6) 幼稚園、保育園、中学校との連携を図る

- ①幼稚園や保育園、中学校と行事等で交流を図る。
- ②第五中学校の出前授業等を通して中一ギャップに備えるとともに、進学に対して夢や希望を抱き、キャリア教育の一助とする。
- ③幼稚園や保育園を訪問したり、学校に招いたりして、小1プロブレムに備えるとともに幼い子どもにする思いやりの心を育てる。

(7) 保護者とのコミュニケーションの充実

- ①児童のよりよい成長のために保護者との連携を密にとる
 - ・保護者会の工夫
 - ・個人面談の有効活用
- ②児童の様子を日常的に伝えるツールを活用
 - ・学年だより、学級だより
 - ・連絡帳、電話、日々の宿題
 - ・一日一歩

(8) 地域とつながる場の充実

○地域学校協働本部の活用

コーディネーターを中心に保護者、学校、地域の協働体制の強化を図る。

- ①地域の環境・施設・人材の活用
 - ・多摩川等の自然、地域の施設（ちょうふ花園等）を最大限活用する。
 - ・ゲストティーチャーを招き、本物に触れる機会をつくる。
- ②地域行事への参加
 - ・できるだけ都合をつけて参加し、地域の学校職員としての自覚をもって連携に努める。
 - ・児童の活躍を認め、励ます機会とする。
- ③学期に1回程度、コーディネーターが通信を出し、活動の様子を保護者や地域に周知する。

VIII 第三小学校の教職員としての心構え

(1) 保護者・市民に信頼され地域から大事にされる学校として、常に、全体の奉仕者である公務員としての心構えをもって職務に取り組む。

(2) 教師は、常に研究と研修に努め、児童の教育に当たる。

- ①教材研究を通して児童の実態に応じた教材・教具を作成して、授業で効果的に活用し、指導の向上を図る。
- ②校内研究を充実させ、意欲と資質の向上に努める。

③OJTの推進

・OJT責任者である総務主幹が中心となって計画的、継続的にOJTを進める。

④自らの課題意識を高め、研修会等に積極的に参加し、学んだ成果を全体に還元する。

(3) 各職種に応じた職務を適切に執行する。

些細なことでも、迅速に、主任・主幹・管理職に連絡・相談する。

また、学年ブロックでの情報交換・対応協議を充実させる。

大切なことは、児童のために考えを出し合い、気持ちを一つにして児童と向き合うこと。

(4) 服務事故の未然防止に努め、服務事故ゼロを継続する。

①適宜、研修を実施する。

②勤務・服務は、法令・規則等に基づき厳正に行う。

③学習指導要領に基づく教育活動を推進する。

(5) 組織的な運営

①校長を最終責任者として迅速な報告・連絡・相談を実行する。

②管・幹会議、運営委員会、学年主任会を活用し、知恵を出し合い、納得して働けるよう組織的な学校運営の充実と課題対応能力の向上を図る。

IX 学校予算

(1) 学校配当予算の編成は、教育課程の内容に即して事務室と連携して円滑に行う。

(2) 各学年・専科・領域で見通しをもって十分な検討と計画的な執行を行う。

(3) 物品や施設設備の維持管理をきちんと行い、丁寧に使うように心がける。

(4) ICT 機器の活用を図る。

X 働き方改革

(1) 校務支援システムの導入により効率的な事務作業を行うとともに情報を共有し児童理解を深める。

(2) スクール・サポート・スタッフの活用により、教材研究や、児童に向き合う時間を確保する。

(3) 授業中の水泳指導を1学期で終了（夏期水泳指導、開放プールは実施予定）し、水質管理期間を短縮する。（気温、水温の状況で指導を見合わせる場合も有）

(4) できる限り水曜日をノー残業デーとする。

(5) 労働時間は、1日11時間以内、週60時間以内を共通目標とする。

(6) 夏季休業中の閉庁日を設定し、リフレッシュする機会とする。

(7) 教科担任制の導入により、教材研究の時間をスリム化し、効率を図る。

（授業力向上にもつながると考えられる）

XI 新型コロナウイルス感染症予防

- (1) 調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)《令和3年4月1日版》に準じて教育活動を行う。

○主な変更点

- ・保護者から感染症が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について
- ・出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対する学習評価について
- ・教育活動上の感染症対策について

XII その他

(1) 児童表彰

- ①算数ノートを1冊終わらせたら「努力賞」のミニ賞状授与

(2) 第三小学校のアピール

- ①担当者とともにホームページの更新をする。
- ②担当者とともにホームページに「給食の写真」と「給食一口メモ」をアップする。
- ③学校便りを各自治会で回覧していただく。
- ④校長通信「三小タイムズ」をホームページにアップする。

(3) 児童朝会で表彰

- ①都・全国レベルで表彰された児童は、児童朝会でも表彰し称賛すると同時に調布市教育委員会表彰にノミネートする。

(4) 教職員・児童の地域行事への積極的な参加

(5) 学校経営支援部を活用し、校務を円滑に行う。

(6) その他

- ①租税教室を実施する。税の書道展に出品する。
- ②消費者教育、戦争体験DVDの活用を教育課程に位置づけて計画的に取り組む。
- ③自殺防止教育を推進する。(第6学年は「SOSの出し方」DVD活用の指導)
- ④模擬選挙を体験する(第6学年)
- ⑤SNS教室を実施する。